

新潟市物品契約・委託契約のあり方の検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市が契約する物品購入及び業務委託について、法令等に基づき契約の公正性・競争性・透明性を確保し、契約業務の適正化を調査、検討するため新潟市物品契約・委託契約のあり方の検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 市が契約する物品購入及び業務委託の課題整理、改善策作成を行い、市長へ報告する。

(委員会の構成等)

第3条 委員会の定数は6人とし、その構成は次のとおりとする。

経済的な実務面に詳しい識者	2人
市職員	4人

2 委員は、第2条の事務が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には財政部長を、副委員長には契約課長をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長は、議長として委員会の議事を運営する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議は原則として非公開とする。ただし、議事の概要は、公表することができるものとする。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、財政部契約課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月29日から施行する。